

## 函館市のあらまし

函館市は、北海道の南端部に位置し、恵まれた自然、集積した都市機能、歴史と伝統に培われた文化など数多くの優れた特性を背景に、北海道と本州を結ぶ交通の結節点として、また、南北海道の中核都市として成長してきました。

平成16年12月には渡島東部4町村と合併して国内屈指の水産都市となり、この合併を契機に、平成17年10月に政令指定都市に準じた事務権限を持つ「中核市」へと移行するとともに、平成27年度の北海道新幹線新函館北斗までの開業を見据えながら、中心市街地の活性化や、函館アリーナ、函館フットボールパークの整備に取り組むなど、地域特性を生かしたまちづくりを進めているところです。

福祉分野においては、誰もが安心して暮らせる豊かな地域社会を築くことを目的に平成14年7月に「福祉のまちづくり条例」を施行し、市民や事業者が一体となった地域福祉推進の取り組みを進めているほか、平成23年3月には「函館市障がい者基本計画後期推進指針（平成23～27年度）」を策定、平成24年4月には、市立障がい児・者施設である青柳学園、あおば学園およびともえ学園について、各事業間の連携による効果的なサービス提供を行うため統合整備し、療育機能の充実を図ることを目的として、新たにはこだて療育・自立支援センターとして開設しました。

また、平成27年3月には、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築するため「第7次函館市高齢者保健福祉計画および第6期函館市介護保険事業計画（平成27～29年度）」を策定したほか、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等を提供する体制を確保するため「第4期函館市障がい福祉計画（平成27～29年度）」を策定しました。

国の構造改革や本格的な地方分権の推進など、地方自治を取り巻く環境は大きく変化しているなか、今後も地域特性を生かしながら、豊かな市民生活を実現し、魅力にあふれ個性豊かなまちづくりを進めていくため、「人が輝き まちが輝く 交流都市 はこだて」を将来像に、様々な交流を通じて、文化や産業をはぐくみ、新たな価値を生み出す地域社会の創造をめざしていきます。

### 1 位置と面積

面積	位置(市役所を中心とする)		広ぼう	
	経度(東経)	緯度(北緯)	東西	南北
677.95km <sup>2</sup>	140度44分	41度46分	41.1km	32.8km

### 2 函館市の人口、世帯数の推移

(各年度4月末現在)

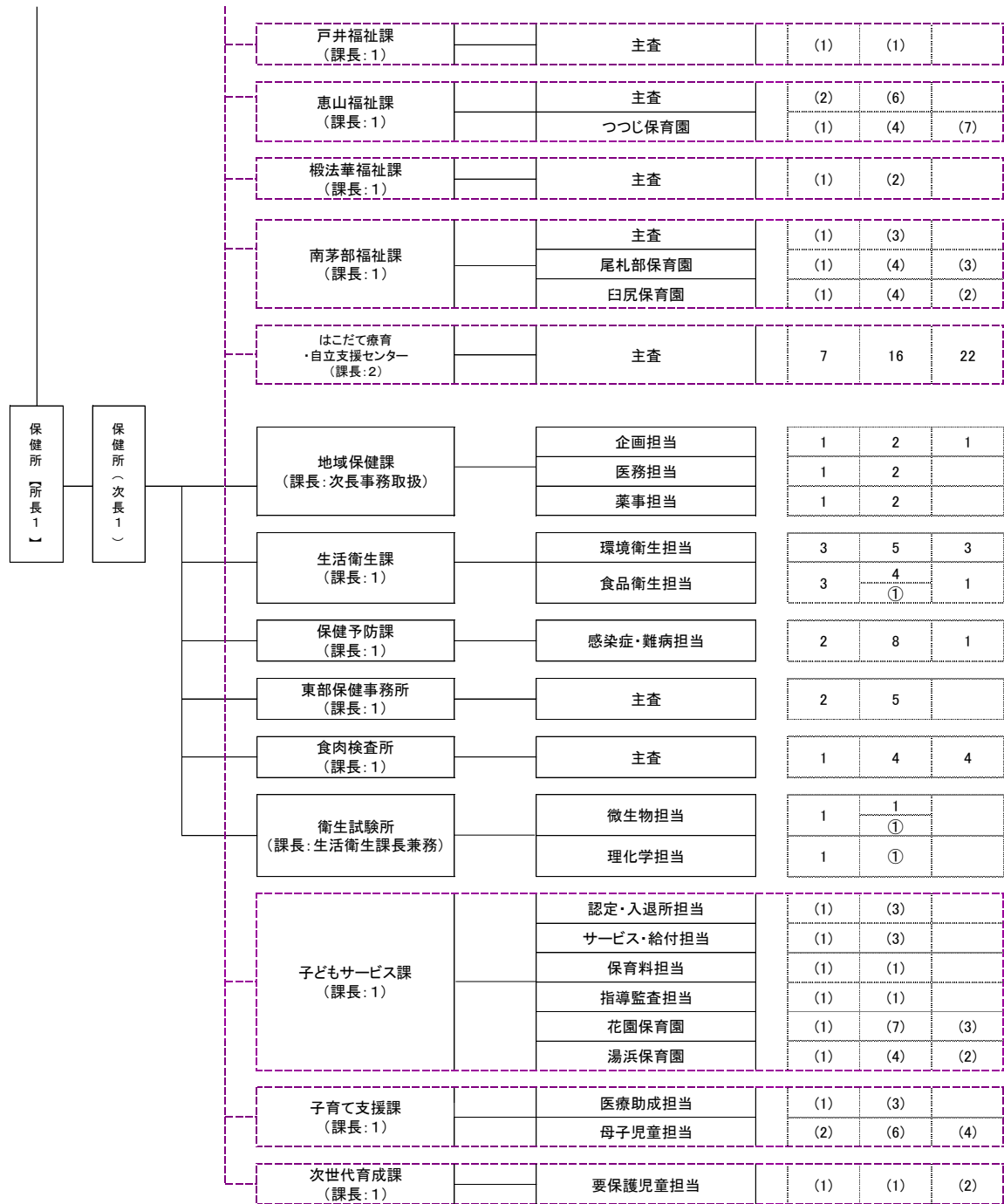
年度	25	26	27
人口	275,813人	272,848人	269,864人
男	125,851人	124,498人	122,978人
女	149,962人	148,350人	146,886人
世帯数	143,950世帯	144,005世帯	143,813世帯

# 機構表

		【主査数】 【担当数】 (嘱託職員数)				
保健福祉部 【部長1】	保健福祉部 (次長1)	管理課 (課長:1)	庶務係	1	6	
			社会担当	1		1
			苦情処理担当	1	②	
		地域福祉課 (課長:1)	地域福祉担当	2	2	
			福祉推進担当	2	1	1
		指導監査課 (課長:1)	社会福祉法人担当	1		
			社会福祉施設担当	1		
			障がい等担当	1	1	
			高齢者担当	1	3	
			介護保険課 (課長:1)	管理・計画担当	2	3
		介護サービス担当	1	6		
		介護認定担当	1	7	16	
		介護保険料担当	1	6	6	
				①		
	医療・介護連携担当 (参事:1)	医療・介護連携担当	(1)	(1)		
	高齢福祉課 (課長:1)	介護予防・認知症担当	1	5		
		家族介護支援担当	1		1	
		高齢者・介護総合相談窓口	2	7	1	
	健康増進課 (課長:1)	健康増進担当	5	9	1	
	障がい保健福祉課 (課長:1) (参事:1)	社会参加・給付担当	2	5		
		公費医療等担当	2	5		
		相談支援担当	1	5	4	
		精神保健担当	2	5		
	生活支援第1課 (課長:1)	管理担当 (生活困窮者支援担当)	1	6	2	
		第1担当	1	1	2	
		第2担当	1	6	3	
		不正受給対策担当	2	7	3	
			1		3	
	生活支援第2課 (課長:1)	第3担当	1	7	3	
		第4担当	1	7		
		第5担当	2	6		
		第6担当	1	7		
	湯川福祉課 (課長:1)	福祉担当	2	2		
		生活支援第1担当	1	8	3	
		生活支援第2担当	1	8	2	
		生活支援第3担当	1	8	1	
	亀田福祉課 (課長:1)	福祉担当	1	3	2	
		介護・高齢・障がい相談窓口	2	6	1	
		生活支援第1担当	1	7	2	
		生活支援第2担当	1	7	0	
		生活支援第3担当	1	7	2	
		生活支援第4担当	1	7	3	
	事業課 (課長:管理課長兼務)	事務局	1	1		

函館市福祉事務所  
【所長1】

(臨時福祉給付金および  
保健福祉部次長兼務)



※   は福祉事務所に属するもの

※ ○内数字は再任用職員数

※ ( )内数字は兼務職員数

保健福祉部の職員数

(単位：人)

保健福祉部長 保健所長	保健福祉部次長 福祉事務所長 保健所次長	課 参事3 長級	主査	担当	計	嘱託
2	3	19	80	236	340	99

※ 平成27年6月1日現在(再任用・兼務職員数を除く)

## 事務分掌

### 保健福祉部

#### 管理課

- (1) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事。
- (2) 旧軍人等の恩給に関する事。
- (3) 引揚者、未帰還者、留守家族等の援護に関する事。
- (4) 行旅病人および行旅死亡人に関する事。
- (5) 災害救助に関する事。
- (6) 援護寄託品に関する事。
- (7) 社会福祉思想の啓発に関する事。
- (8) 斎場に関する事。
- (9) 福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する事。
- (10) 福祉サービス苦情処理委員に関する事。
- (11) 社会福祉施設整備事業に関する事。

#### 庶務係

- (1) 部内の庶務および経理に関する事。

#### 地域福祉課

- (1) 民生委員および児童委員に関する事。
- (2) 民生委員推薦会に関する事。
- (3) 社会福祉協議会に関する事。
- (4) 総合福祉センターに関する事。
- (5) 総合福祉センター運営委員会に関する事。
- (6) 社会福祉審議会に関する事。
- (7) 地域福祉および福祉のまちづくりの推進に関する事。
- (8) 福祉のまちづくり推進委員会に関する事。
- (9) 高齢者交通料金助成券に関する事。
- (10) 老人福祉センターに関する事。

#### 指導監査課

- (1) 社会福祉法人および社会福祉施設の指導および監査に関する事。
- (2) 社会福祉法人の設立認可等に関する事。
- (3) 社会福祉事業（他の主管に属するものを除く。）の許可等に関する事。
- (4) 介護保険法に基づく事業者等の指定等ならびに運営の指導および監査に関する事。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者等の指定等ならびに運営の指導および監査に関する事。
- (6) 有料老人ホームの届出等ならびに運営の指導および監査に関する事。
- (7) 社会福祉施設等の整備の助成（他の主管に属するものを除く。）に関する事。

## 介護保険課

- (1) 介護保険事業計画に関する事。
- (2) 介護保険料の収納管理および過誤納金の還付等に関する事。
- (3) 介護保険事業に係る報告等に関する事。
- (4) 地域支援事業に係る介護給付費等費用適正化事業等に関する事。
- (5) 保険給付等に関する事。
- (6) 損害賠償請求および返納金に関する事。
- (7) 要介護認定および要支援認定に関する事。
- (8) 介護認定審査会に関する事。
- (9) 被保険者の資格の取得および喪失に関する事。
- (10) 介護保険料の賦課および収納に関する事。
- (11) 滞納処分に関する事。
- (12) 指定地域密着型サービス事業者の施設整備等の助成に関する事。

## 高齢福祉課

- (1) 高齢者保健福祉計画に関する事。
- (2) 施設措置費負担金、使用料等の収納に関する事。
- (3) 認知症に関する事。
- (4) 地域支援事業（介護保険課の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (5) 高齢者の総合相談に関する事。
- (6) 高齢者の虐待の防止に関する事。
- (7) 高齢者交通料金助成券の交付に関する事。
- (8) その他高齢者の生きがい支援および生活支援に関する事。

## 健康増進課

- (1) 健康づくりに関する事。
- (2) 健康づくりの計画に関する事。
- (3) 健康づくり事業の企画および調整に関する事。
- (4) 食育の推進に関する事。
- (5) 栄養の指導および調査に関する事。
- (6) 歯科保健（乳幼児歯科健診に係るものを除く。）に関する事。
- (7) 健康増進法に基づく健康増進事業（肝炎ウイルス検診に係るものを除く。）に関する事。
- (8) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導に関する事。
- (9) がんの予防および早期発見の推進に関する事。
- (10) 石綿による健康被害の救済に関する事。

## 障がい保健福祉課

- (1) 障がい者基本計画および障害福祉計画に関すること。
- (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定等に関すること。
- (3) 指定自立支援医療機関に関すること。
- (4) 函館市福祉専用乗車カードおよび施設通所者等市電・函館バス利用証の交付に関すること。
- (5) 重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券の交付に関すること。
- (6) 精神保健および精神障害者福祉に関すること。
- (7) 重度心身障害者医療費助成に関すること。
- (8) 自殺予防対策連絡会議に関すること。
- (9) 自殺予防普及啓発事業等に関すること。
- (10) 障害者の虐待の防止に関すること。

## 生活支援第1課

- (1) 生活保護に係る医療機関等の指定等に関すること。
- (2) 生活保護に係る医療機関等の運営指導に関すること。
- (3) 浮浪者の送還に関すること。
- (4) 生活保護に係る返還金および徴収金の収納に関すること。
- (5) 生活保護に係る損害賠償請求に関すること。
- (6) 生活困窮者に対する自立の支援に関すること。

## 湯川福祉課

- (1) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- (2) 旧軍人等の恩給に関すること。
- (3) 引揚者、未帰還者、留守家族等の援護に関すること。
- (4) 介護保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (5) 高齢者交通料金助成券の交付に関すること。
- (6) 函館市福祉専用乗車カードおよび施設通所者等市電・函館バス利用証の交付に関すること。
- (7) 重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券の交付に関すること。
- (8) 遺児手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。

## 亀田福祉課

- (1) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- (2) 旧軍人等の恩給に関すること。
- (3) 引揚者、未帰還者、留守家族等の援護に関すること。
- (4) 介護保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (5) 地域支援事業に係る介護予防事業の生活管理指導等に係るものに関すること。
- (6) 高齢者の虐待の防止に関すること。
- (7) 高齢者交通料金助成券の交付に関すること。

- (8) その他高齢者の生きがい支援および生活支援に関すること。
- (9) 函館市福祉専用乗車カードおよび施設通所者等市電・函館バス利用証の交付に関すること。
- (10) 重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券の交付に関すること。
- (11) 遺児手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (12) 障害者の虐待の防止に関すること。

## 福祉事務所

### 高齢福祉課

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関すること。

### 障がい保健福祉課

- (1) 障害者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 身体障害者手帳の交付に関すること。
- (3) 介護給付費等の支給に関する審査会に関すること。
- (4) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に関すること。
- (5) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に関すること。
- (6) 精神障害者および精神に障害のある児童の福祉に関すること。
- (7) 特別児童扶養手当, 特別障害者手当, 障害児福祉手当および福祉手当に関すること。

### 生活支援第1課

- (1) 生活保護要保護者の保護に関すること。
- (2) 就労自立給付金に関すること。
- (3) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関すること。
- (4) 生活保護の医療券に関すること。
- (5) 社会福祉統計に関すること。
- (6) 社会福祉の現業に関すること。

### 生活支援第2課

- (1) 生活保護要保護者の保護に関すること。
- (2) 就労自立給付金に関すること。
- (3) 社会福祉の現業に関すること。

### 湯川福祉課

湯川支所および銭亀沢支所の所管区域内の次に掲げる事項ならびに戸井支所, 恵山支所, 榎法華支所および南茅部支所の所管区域内の第6号, 第7号および第9号に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならび

- に相談に関する事。
- (3) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
  - (4) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
  - (5) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
  - (6) 生活保護要保護者の保護に関する事。
  - (7) 就労自立給付金に関する事。
  - (8) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関する事。
  - (9) 生活保護の医療券に関する事。
  - (10) 社会福祉の現業に関する事。

## 亀田福祉課

亀田支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者および障害者の保健・福祉サービスに係る相談に関する事。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関する事。
- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に関する事。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に関する事。
- (5) 特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当および福祉手当に関する事。
- (6) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (7) 児童扶養手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (8) 生活保護要保護者の保護に関する事。
- (9) 就労自立給付金に関する事。
- (10) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関する事。
- (11) 生活保護の医療券に関する事。
- (12) 社会福祉の現業に関する事。

## 戸井福祉課

戸井支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関する事。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関する事。
- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (5) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。



- (6) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (7) 生活保護要保護者の相談に関する事。
- (8) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関する事。
- (9) 社会福祉の現業に関する事。

### 恵山福祉課

恵山支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関する事。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関する事。
- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (5) 市立保育所等の入所，退所等に関する事。
- (6) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (7) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (8) 生活保護要保護者の相談に関する事。
- (9) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関する事。
- (10) 社会福祉の現業に関する事。

### 楳法華福祉課

楳法華支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関する事。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関する事。
- (3) 楳法華高齢者福祉総合センターに関する事。
- (4) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (5) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (6) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (7) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (8) 生活保護要保護者の相談に関する事。
- (9) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関する事。
- (10) 社会福祉の現業に関する事。

## 南茅部福祉課

南茅部支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関する事。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関する事。
- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (5) 認可保育所等の入所，退所等に関する事。
- (6) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (7) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (8) 生活保護要保護者の相談に関する事。
- (9) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関する事。
- (10) 社会福祉の現業に関する事。

保健福祉部電話番号一覧

課(職)・施設名	電話番号	課(職)・施設名	電話番号
部長	21- 3251	生活支援第1課長	21- 3278
次長	21- 3252	管理	21- 3276
福祉事務所長	21- 3287	生活困窮者支援担当	21- 3090
管理課長	21- 3253	面接	21- 3285
庶務係	21- 3256	第1	21- 3283
社会担当	21- 3255	第2	21- 3274
福祉サービス苦情処理担当	21- 3298	不正受給担当	21- 3087
地域福祉課長	21- 3066	生活支援第2課長	21- 3292
地域福祉担当	21- 3289	第3	21- 3259
福祉推進担当	21- 3021	第4	21- 3280
指導監査課長	21- 3924	第5	21- 3279
法人担当	21- 3262	第6	21- 3094
施設担当	21- 3262	湯川福祉課長	57- 6170
障がい等担当	21- 3925	福祉担当	〃
高齢者担当	21- 3926	生活支援第1～3	〃
介護保険課長	21- 3020	亀田福祉課長	45- 5481
管理・計画担当	21- 3041	福祉担当	〃
介護サービス担当	21- 3023	介護・高齢・障がい相談窓口	45- 5482
介護認定担当	21- 3027	生活支援第1～3	45- 5483
介護保険料担当	21- 3033	戸井市民福祉課長	82- 2112
賦課担当	21- 3034	主査	〃
収納担当	21- 3037	恵山市民福祉課長	85- 2335
高齢福祉課長	21- 3080	主査	〃
高齢者・介護総合相談窓口	21- 3025	榎法華市民福祉課長	86- 2111
	21- 3026	主査	〃
家族介護支援担当	21- 3065	南茅部市民福祉課長	25- 6038
介護予防・認知症担当	21- 3081	主査	25- 6045
健康増進課長	32- 1516	はこだて療育・自立支援センター	36- 0500
健康増進担当	32- 1515 32- 1532		
障がい保健福祉課長	21- 3266		
相談支援担当	21- 3302		
公費医療等担当	21- 3187		
手話・ろうあ相談	21- 3014		
社会参加・給付担当	21- 3263		
参事(精神保健担当)	21- 3076		

# 当初予算

## 一般会計

(単位：千円)

款 項 目	27年度当初予算	財源内訳(平成27年度分)					一般財源
		特定財源				国庫支出金	
		道支出金	地方債	その他	道支出金		
民生費	35,838,657	20,248,228	1,828,199	20,200	786,297	12,955,733	
社会福祉費	9,829,201	3,759,847	1,813,732	20,200	611,557	3,623,865	
社会福祉総務費	1,212,459	594,955	1,295	19,200	4,336	592,673	
障害者福祉費	6,484,905	3,158,968	1,573,391	0	10,459	1,742,087	
重度心身障害者医療助成費	814,341	0	239,046	0	174,584	400,711	
療育・自立支援センター費	108,834	0	0	0	247,668	△ 138,834	
老人福祉費	1,208,662	5,924	0	1,000	174,510	1,027,228	
生活保護費	22,183,928	16,488,381	9,299	0	124,182	5,562,066	
生活保護総務費	217,026	106,341	9,299	0	0	101,386	
扶助費	21,966,902	16,382,040	0	0	124,182	5,460,680	
災害救助費	3,750	0	2,812	0	0	938	
災害救助費	3,750	0	2,812	0	0	938	
社会福祉施設等資金費	6,500	0	0	0	6,500	0	
社会福祉施設整備費	6,500	0	0	0	6,500	0	
在宅ふれあい資金費	44,058	0	0	0	44,058	0	
在宅福祉促進費	44,058	0	0	0	44,058	0	
介護保険費	3,771,220	0	2,356	0	0	3,768,864	
介護保険事業費	3,220	0	2,356	0	0	864	
介護保険事業特別会計繰出金	3,768,000	0	0	0	0	3,768,000	
衛生費	754,249	36,661	26,226	10,000	140,886	540,476	
保健衛生費	754,249	36,661	26,226	10,000	140,886	540,476	
保健衛生総務費	204,847	0	12,956	10,000	14,440	167,451	
公衆衛生費	13,081	0	0	0	7,920	5,161	
健康増進事業費	203,402	13,270	4,440	0	11,536	174,156	
予防接種費	152,008	0	0	0	0	152,008	
衛生試験所費	14,475	25	0	0	10,653	3,797	
保健所費	48,308	21,997	6,235	0	2,325	17,751	
環境衛生費	13,713	1,369	2,595	0	38,639	△ 28,890	
火葬場費	104,415	0	0	0	55,373	49,042	
土木費	36,000	0	0	36,000	0	0	
道路橋梁費	36,000	0	0	36,000	0	0	
道路橋梁改良費	36,000	0	0	36,000	0	0	
保健福祉部予算	36,628,906	20,284,889	1,854,425	66,200	927,183	13,496,209	

## 国民健康保険事業特別会計

(単位:千円)

款 項 目	26年度当初予算A	27年度当初予算B	比 較 B-A
保健事業費	4,972	4,786	△ 186
特定健康診査等事業費	4,972	4,234	△ 738
特定健康診査等事業費	4,972	4,234	△ 738
保健事業費	0	552	552
保健衛生普及費	0	552	552
合 計	4,972	4,786	△ 186

## 介護保険事業特別会計

(単位:千円)

款 項 目	26年度当初予算A	27年度当初予算B	比 較 B-A
総務費	235,812	274,779	38,967
総務管理費	17,756	51,365	33,609
一般管理費	14,508	49,956	35,448
趣旨普及費	3,248	1,409	△ 1,839
徴収費	17,143	20,594	3,451
賦課徴収費	17,143	20,594	3,451
介護認定費	200,913	202,820	1,907
介護認定費	200,913	202,820	1,907
保険給付費	23,648,260	24,434,522	786,262
介護諸費	23,043,889	23,837,894	794,005
介護サービス給付費	23,018,110	23,810,321	792,211
審査支払委託費	25,779	27,573	1,794
高額介護サービス費	604,371	596,628	△ 7,743
高額介護サービス費	519,610	512,713	△ 6,897
高額医療合算介護サービス費	84,761	83,915	△ 846
地域支援事業費	363,204	348,583	△ 14,621
地域支援事業費	363,204	348,583	△ 14,621
介護予防事業費	49,996	33,593	△ 16,403
包括的支援等事業費	313,208	314,990	1,782
基金積立金	372,645	312,957	△ 59,688
基金積立金	372,645	312,957	△ 59,688
介護給付費準備基金積立金	372,645	312,957	△ 59,688
諸支出金	27,879	30,123	2,244
過年度支出金	27,379	29,883	2,504
過年度支出金	1	1	0
第1号被保険者保険料還付金	27,378	29,882	2,504
還付加算金	500	240	△ 260
還付加算金	500	240	△ 260
職員費	364,885	390,666	25,781
職員費	364,885	390,666	25,781
一般部局職員費	364,885	390,666	25,781
予備費	10,000	10,000	0
予備費	10,000	10,000	0
予備費	10,000	10,000	0
合 計	25,022,685	25,801,630	778,945